

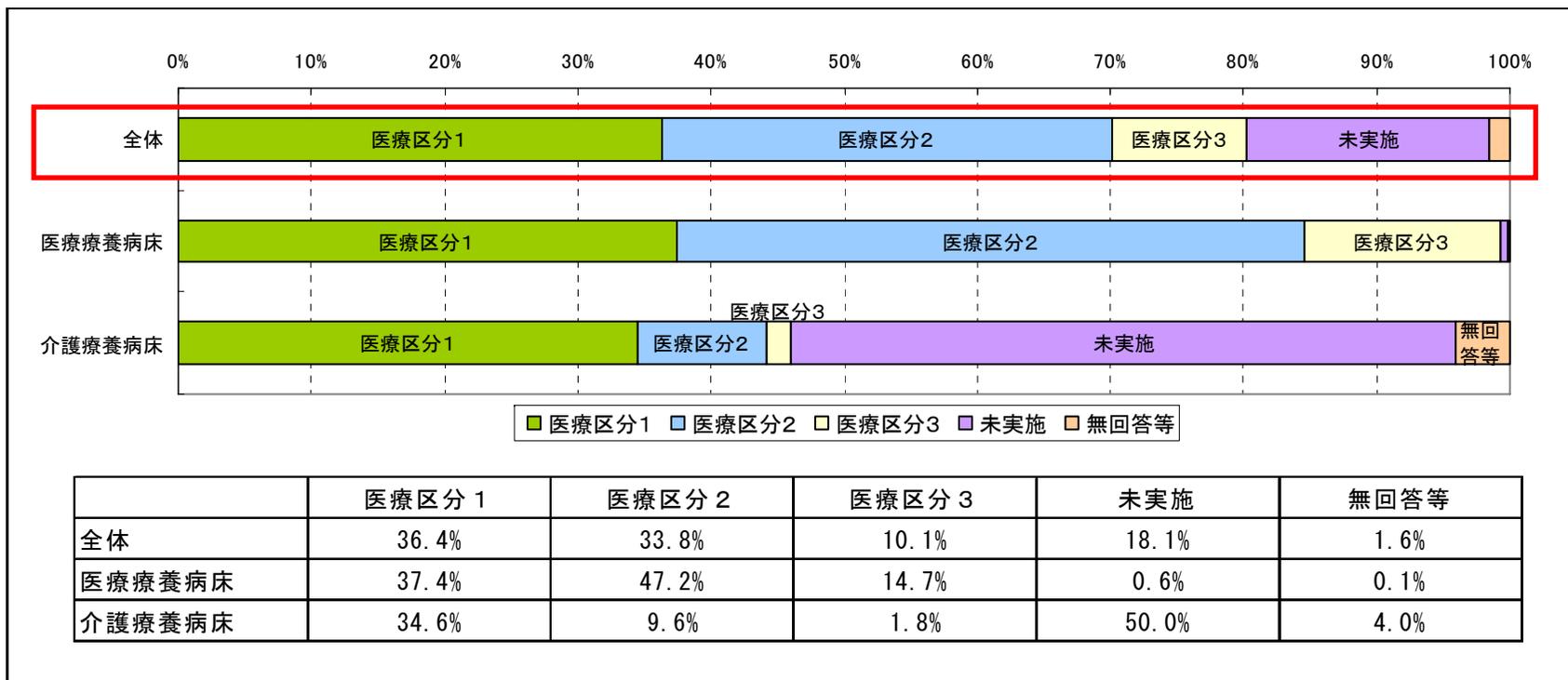
療養病床の入院患者の状態像と 必要なケアについて

1. 療養病床入院患者の状況

(1) 医療区分の状況

○ 療養病床に入院している患者の医療区分については、医療区分1が36.4%、医療区分2が33.8%、医療区分3が10.1%、未実施が18.1%となっている。

療養病床に入院している患者の医療区分毎の割合

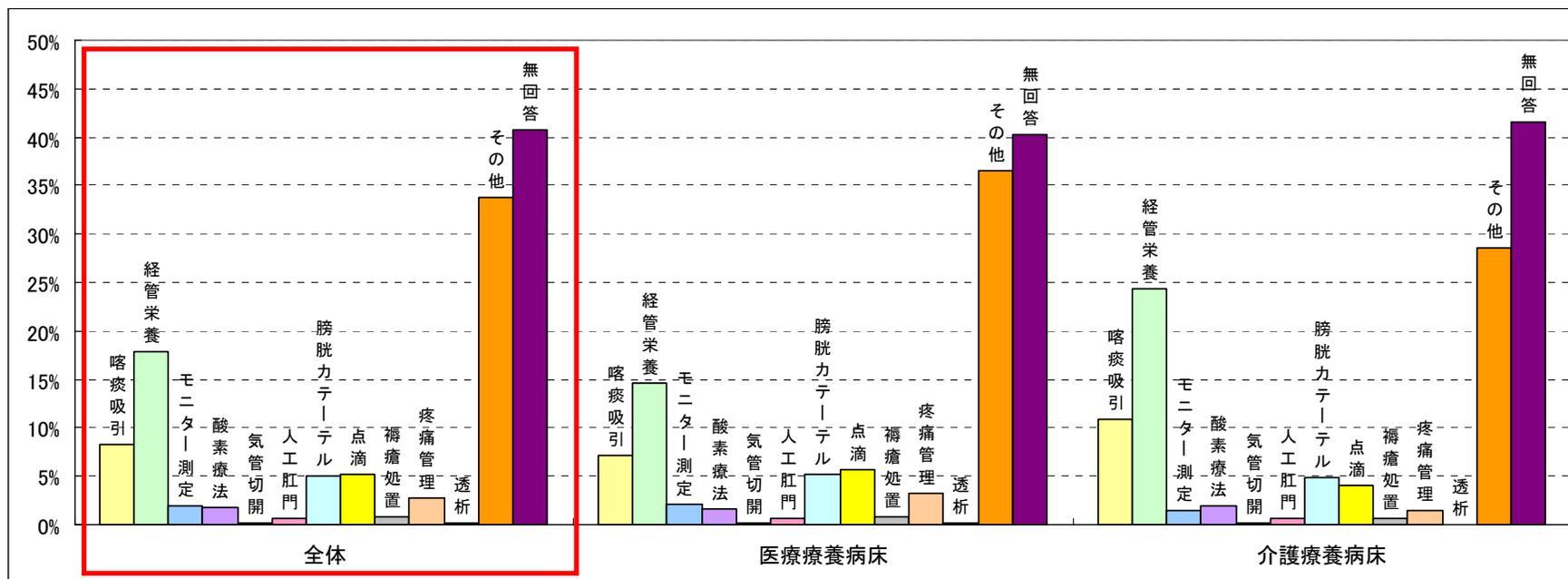


【資料】療養病床アンケート調査（平成19年3月厚生労働省）

(2) 医療区分1の患者に対する医療処置の状況

- 医療区分1の患者に対して1ヶ月間に行われた医療処置を多い順からみると、経管栄養（17.9%）、喀痰吸引（8.3%）となっている。
- 患者が受けている医療処置の内容を問う質問に対し、40.8%の患者（医療区分1）について無回答であった。

療養病床に入院している医療区分1の者に行われる医療処置



※ 「喀痰吸引」から「その他」までの医療処置については重複回答あり。

(注1) 1日8回以上の「喀痰吸引」は医療区分2と区分される。

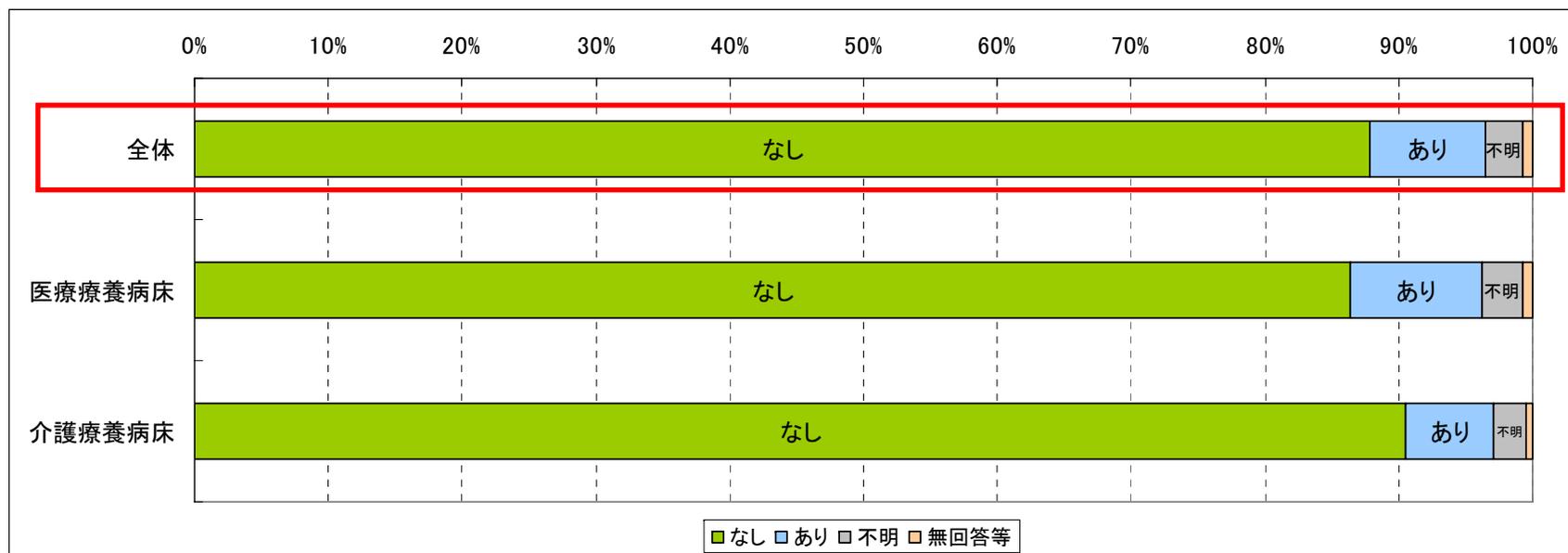
(注2) 発熱又は嘔吐を伴う場合の「経管栄養」(経鼻・胃瘻等)は医療区分2と区分される。

【資料】療養病床アンケート調査(平成19年3月厚生労働省)

(3) 3ヶ月以内の急性増悪の有無(急性期病院への転院等)

○ 過去3ヶ月以内に、急性増悪により、急性期病院へ転院、一般病床へ転棟などがあり、治癒後、再度同じ病院へ入院した患者の割合は、なしが9割弱、ありが1割弱であった。

3ヶ月以内の急性増悪の有無

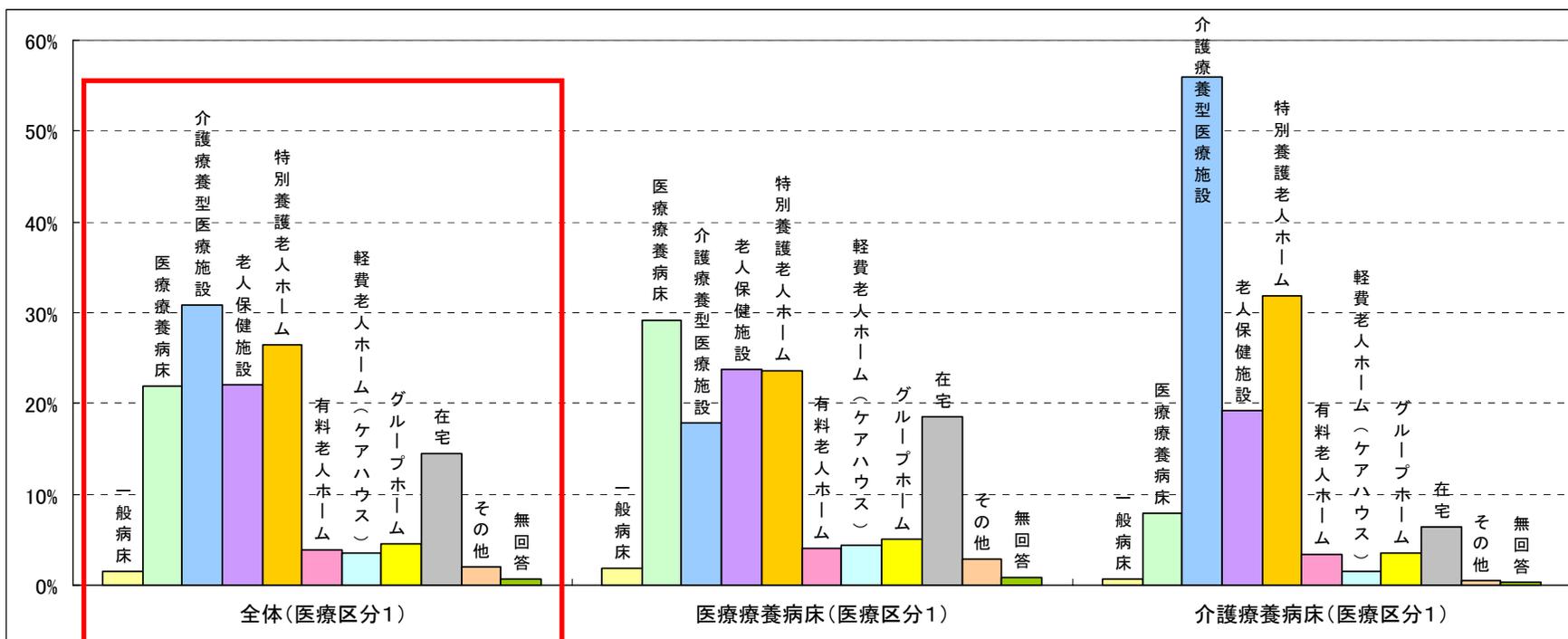


【資料】療養病床アンケート調査（平成19年3月厚生労働省）

(4)療養病床入院患者にとって対応が望ましいと考えられる施設等(医療区分1)

- それぞれの施設等の機能や、本人の医療や介護の必要性等を踏まえて対応が望ましいと考えられる施設等については、医療区分1の患者の場合、
- ① 療養病床（医療療養病床、介護療養型医療施設）が約5割
 - ② 特別養護老人ホーム、老人保健施設等の介護施設等が約5割
 - ③ 在宅が1割強となっている。

療養病床入院患者にとって対応が望ましいと考えられる施設等(医療区分1)



(注) 対応が望ましいと考えられる施設等については、重複回答可となっている。

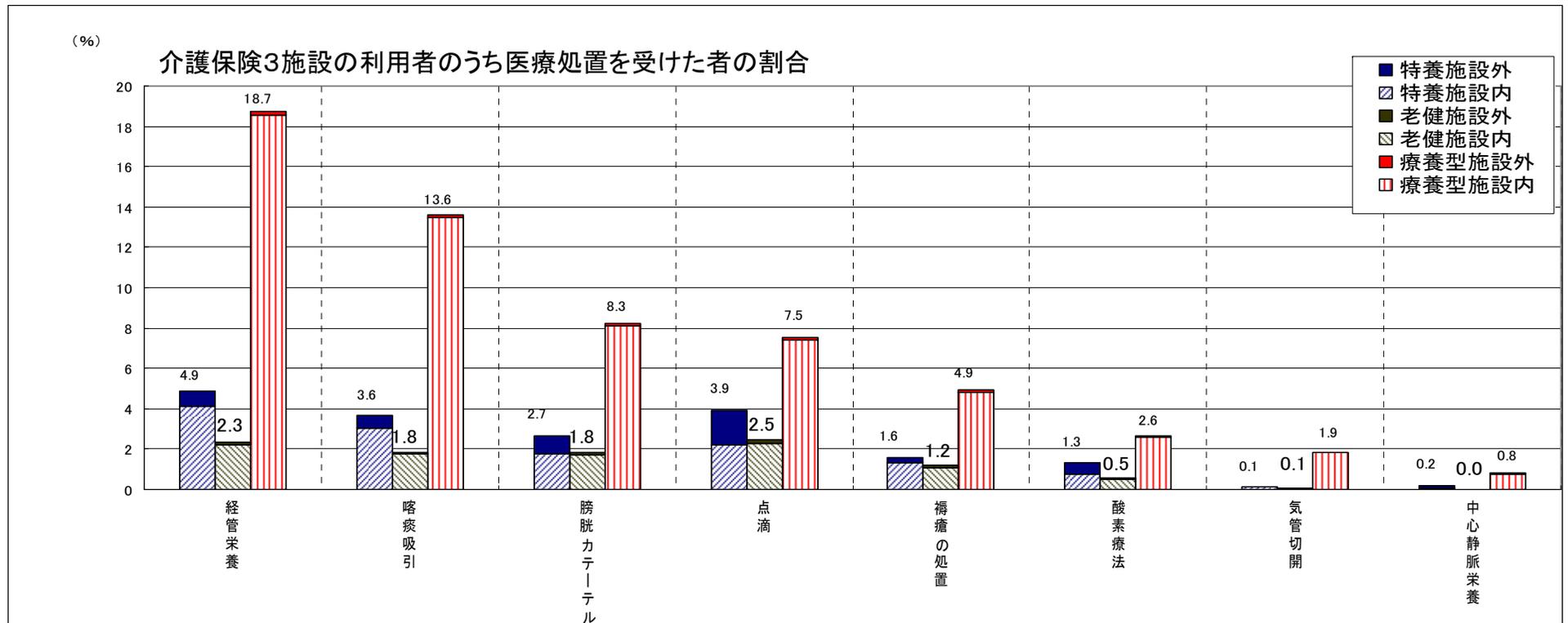
【資料】療養病床アンケート調査（平成19年3月厚生労働省）

2. 現在の介護保険サービスにおける医療等への対応

(1) 介護保険3施設における医療処置への対応

① 介護保険3施設における医療処置の提供状況

- 介護保険3施設における医療処置の提供状況は、施設種別によって違いはあるが、いずれの施設においても、経管栄養、喀痰吸引などの医療処置を実施している。
- 医療処置を受けた者の割合は、
介護療養型医療施設＞特別養護老人ホーム＞老人保健施設 となっている。



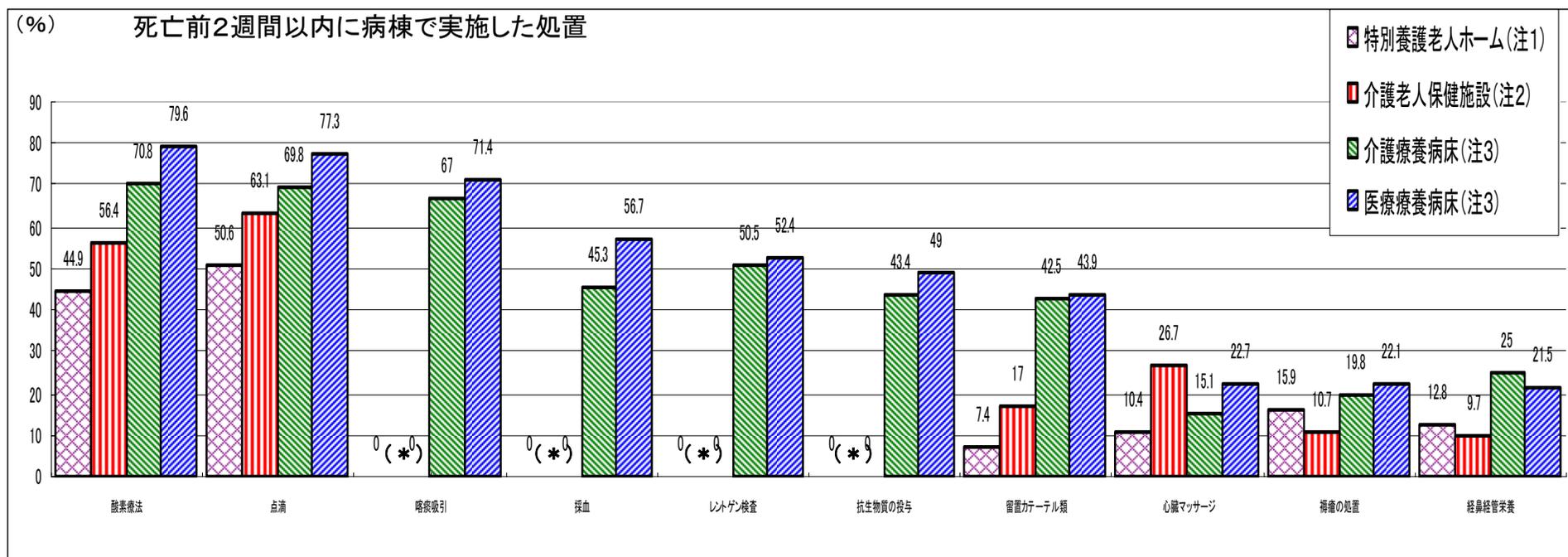
【資料】「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

注1) 標記グラフは、「他の医療機関での処置を受けた者」又は「施設内で処置を受けた者」を合計した人数を、各介護保険施設の利用者数で除したものの割合を示したものである。なお、「他の医療機関での処置」と「施設内の拠点」の双方を受けた者は重複されている。

注2) 平成13年10月1日時点の抽出調査

②療養病床、特養、老健における死亡前2週間以内に実施した処置の状況

- 患者の死亡前2週間以内に実施した処置の状況は、施設種別によって違いはあるが、いずれの施設においても、酸素療法、点滴などの医療処置を実施している。
- 患者の死亡前2週間以内に実施した処置としては、「酸素療法」、「点滴」、「喀痰吸引」の順に多い。



【資料】

(*)については、調査項目として含まれていなかった項目

(注1) 「特別養護老人ホームにおける終末期の医療・介護に関する調査研究」報告書 平成15年3月医療経済研究機構

(n=1811、調査時点・平成14年11月22日～12月25日)

(注2) 「介護老人保健施設における医療・介護に関する調査研究」報告書 平成16年3月医療経済研究機構

(n=599、調査時点・平成15年12月4日～平成16年2月4日)

(注3) 「療養病床における医療・介護に関する調査」報告書 平成17年3月医療経済研究機構

(医療療養n=353、介護療養n=212、調査時点・平成17年2月23日～年3月18日)

③ 医療サービスの給付財源

- 医療サービスは、施設種別により介護保険又は医療保険から給付される範囲が異なる。
- 経管栄養、喀痰吸引に係る指導管理については、いずれの施設でも介護保険で給付するものとして、介護報酬に包括的に評価されている。

| | | | |
|---|-----------|---------|-----------|
| 手術・放射線治療 急性増悪時の医療等 | | | |
| 特殊な検査 (例:超音波検査など) 簡単な画像診断 (例:エックス線診断など) | 医療保険で給付 | | |
| 投薬・注射 検査 (例:血液・尿など) 処置 (例:胸腔穿刺など) | | 介護保険で給付 | |
| 医学的指導管理 (例:経管栄養、喀痰吸引、点滴、 褥瘡の処置、酸素療法、 気管切開、中心静脈栄養に 係る指導管理など) | | | |
| | 特別養護老人ホーム | 老人保健施設 | 介護療養型医療施設 |

(2) 介護保険サービスにおける医療提供体制(特定施設を含む)

① 医師の人員配置

- 医師の人員配置基準は、
 - ①介護療養型医療施設は3以上、②老人保健施設は常勤1以上、③特別養護老人ホームは必要数となっている。
- 実際の配置状況は、
介護療養型医療施設＞老人保健施設＞特別養護老人ホーム となっている。

介護施設等の医師の人員基準と配置状況

| | | 医療療養病床 | 介護療養型医療施設 | 老人保健施設 | 特別養護老人ホーム | 特定施設 |
|----|--------------|-------------------|-------------------|----------------------|---------------|------|
| 医師 | 人員基準 (※1) | 3以上 48:1以上(3人) | 3以上 48:1以上(3人) | 常勤1以上 100:1以上(1人) | 必要数 (非常勤可) | — |
| | 配置状況 (※2) | — | 6.1 | 1.2 | 0.4 | — |

(※1) ()内は、利用者100人として算出した数

(※2) 定員100人当たりの常勤換算従事者数

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

② 看護職員の人員配置

- 看護職員の人員基準は、
介護療養型医療施設＞老人保健施設＞特別養護老人ホーム＝特定施設 となっている。
- 実際の配置状況は、
介護療養型医療施設＞老人保健施設＞特定施設＞特別養護老人ホーム となっている。

介護施設等の看護職員の人員基準と配置状況

| | | 医療療養病床 | 介護療養型 医療施設 | 老人保健 施設 | 特別養護 老人ホーム | 特定施設 |
|----------|--------------|----------------|----------------|----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 看護 職員 | 人員基準 (※1) | 5:1以上 (20人) | 6:1以上 (17人) | 看護・介護3:1以上 (看護2/7を標準) (9人) | 看護・介護3:1以上 入所者100人の場合 看護3人(3人) | 看護・介護3:1以上 入居者100人の場合 看護3人(3人) |
| | 配置状況 (※2) | — | 30.5 | 11.1 | 4.9 | 5.9 |

(※1) ()内は、利用者100人として算出した数

(※2) 定員100人当たりの常勤換算従事者数

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

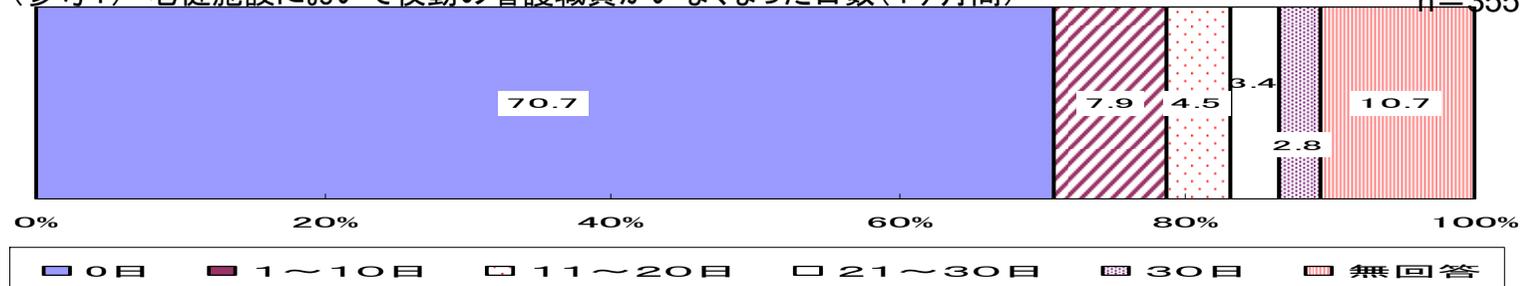
③ 夜勤配置

- 看護職員の夜勤が基準で定められているのは、介護療養型医療施設と医療療養病床のみ。
- 老人保健施設では、看護職員による夜勤は基準として定められていないが、実態として7割の施設で毎日看護職員が夜勤をしている。

介護施設等の看護職員の夜勤の状況

| | 夜勤職員基準 | |
|-----------|---|--------|
| | | うち看護職員 |
| 医療療養病床 | 1病棟につき2以上 | 1以上 |
| 介護療養型医療施設 | 1病棟につき2以上で、かつ入院患者30人毎に1以上 | 1以上 |
| 老人保健施設 | 施設につき2以上(40人以下の施設で、常時連絡体制を整備しているものは1以上) | — |
| 特別養護老人ホーム | 利用者25人以下:1以上、60人以下:2以上、80人:3以上、100人以下:4以上、100を超えて25を増す毎に1以上 | — |
| グループホーム | 1以上(共同生活住居の数が3以上である場合には、2の共同生活住居ごとに1以上) | — |
| 特定施設 | 常に介護職員1以上 | — |

(参考1) 老健施設において夜勤の看護職員がいなくなった日数(1ヶ月間)



【資料】「介護老人保健施設における医療・介護に関する調査研究報告書」(平成16年3月)

(参考2) 介護療養型医療施設の夜勤基準は、病棟当たり1人の夜勤看護職員の配置が必要とされるが、夜勤2人の配置等を評価する加算(夜間勤務等看護(I))の取得率は1%程度となっている。

④ 夜間における看護体制等

- 医療ニーズへの対応の観点から、夜間における看護体制を評価する加算を平成18年改定で創設。
- 当該加算について、特別養護老人ホーム、特定施設、グループホームとも過半数の取得率となっている。

| | 夜間における看護体制 | | | 協力医療機関 (注2) |
|-----------|------------|---|--------------------|----------------|
| | 加算 | 加算の要件 | 加算の 取得率 (注1) | |
| 介護療養型医療施設 | — | — | — | — |
| 老人保健施設 | — | — | — | ○ |
| 特別養護老人ホーム | 重度化対応加算 | ・看護職員配置 ・24時間連絡体制の確保 ・看取りに関する指針の策定 等 | 62.6% | ○ |
| 特定施設 | 夜間看護体制加算 | ・看護職員配置 ・24時間連絡体制の確保 ・重度化した場合の指針の策定 等 | 56.1% | ○ |
| グループホーム | 医療連携体制加算 | ・看護職員配置 ・24時間連絡体制の確保 ・重度化した場合の指針の策定 等 | 52.4% | ○ |

(注1) 全施設の施設サービス提供日数に対する加算提供日数の割合

(注2) 老人保健施設、特定施設及びグループホームにおいては、利用者の症状の急変等に備え、協力医療機関を定めることとしている。

特別養護老人ホームにおいては、入院治療を必要とする入所者のために、協力病院を定めることとしている。

【資料】「介護給付費実態調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部 平成18年10月審査分）

(3)リハビリ等の状況

① 職員配置等の状況

- 理学療法士、作業療法士の人員基準は、
 - ①老人保健施設が100:1以上、②介護療養型医療施設、医療療養病床は適当数となっている。
- 実際の配置状況は
介護療養型医療施設 > 老人保健施設 となっている。

平成16年10月1日

| | 職種 | 医療療養病床 | 介護療養型 医療施設 | 老人保健施設 | 特別養護 老人ホーム | 認知症高齢者 グループホーム | 特定施設 |
|------|-------------------------|----------------|----------------|--------------------|---------------|-------------------|------|
| 人員基準 | 理学療法士(PT)、 作業療法士(OT) | PT及びOTが 適当数 | PT及びOTが 適当数 | PT又はOTが 100:1以上 | | | |
| | 機能訓練指導員 | | | | 1以上 | | 1以上 |
| 従業者数 | 理学療法士及び 作業療法士 | — | 3.2 | 2.0 | | | |
| | 機能訓練指導員 | | | | 0.9 | | 1.2 |

※従業者数は、定員100人あたりの常勤換算従業者数

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

② 介護保険3施設において提供しているリハビリテーション等の状況

○ 入所者のうちリハビリテーション等を受けた者の割合をみると、ほとんどの内容で老人保健施設が多く、運動療法は65.5%となっている。

1ヶ月間にリハビリテーション等を受けた者の割合

平成15年9月 (%)

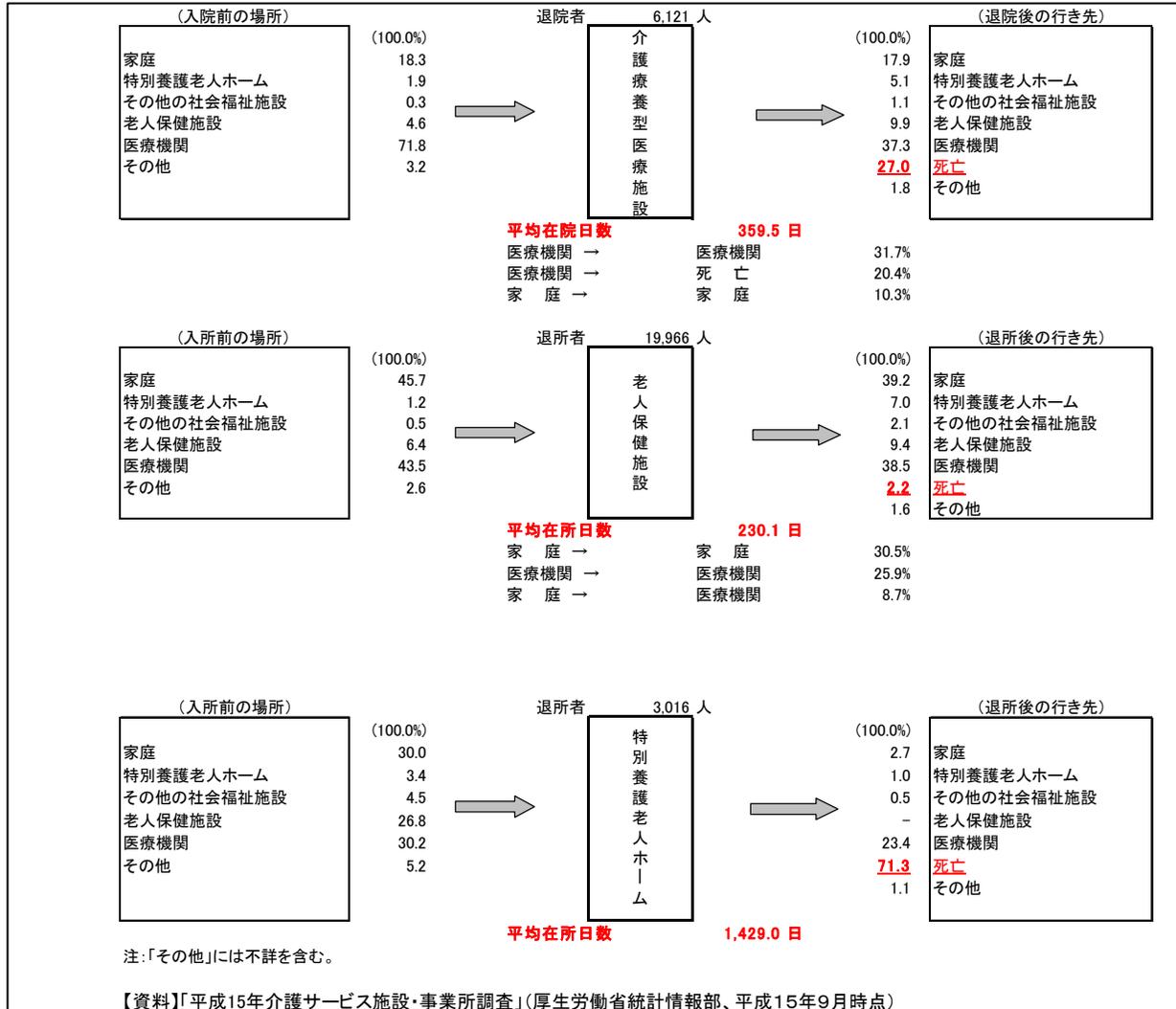
| | 介護療養型医療施設 | 老人保健施設 | 特別養護老人ホーム |
|----------|-----------|--------|-----------|
| 運動療法 | 48.9 | 65.5 | 25.9 |
| 作業療法 | 15.9 | 26.6 | 6.5 |
| 言語療法 | 9.0 | 4.6 | 2.2 |
| 物理療法 | 6.3 | 19.8 | 7.5 |
| 日常生活動作訓練 | 15.2 | 34.8 | 30.6 |
| レクリエーション | 31.5 | 84.1 | 60.8 |

※「受けた者の割合」とは、入所者のうち、リハビリテーション等を受けた者の割合。

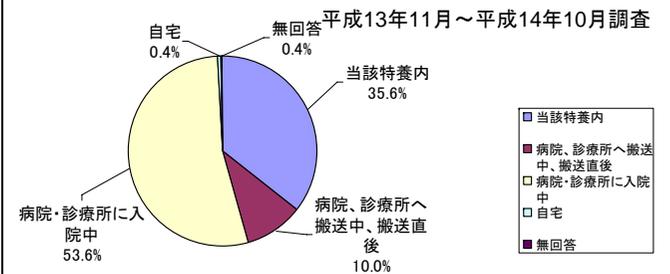
【資料】「平成15年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

(4) 死亡退所の状況

- 介護療養型医療施設の死亡退院は、約3割となっている。
- 老人保健施設の死亡退所は、約2%となっている。
- 特別養護老人ホームの死亡退所は、約7割となっている。
- なお、平均在院・在所日数は、介護療養型医療施設約360日、老人保健施設約230日、特別養護老人ホーム約1,430日となっている。



(参考) 特別養護老人ホームの死亡退所者の死亡の場所



【資料】「特別養護老人ホームにおける終末期の医療・介護に関する調査研究報告書」(医療経済研究機構、平成15年3月)

(5) 看取り

① 看取りの方針

- 利用者の死亡が予想される場合、「施設内で看取る」とする施設は介護療養型医療施設の約5割、老人保健施設の約6%、特別養護老人ホームの約2割である。

② 施設内で死亡を希望した場合の対応方針

- 療養病床では、「自院で支援する」が50.0%
- 老人保健施設では、「原則受け入れる」が33.8%
- 特別養護老人ホームでは、「原則受け入れる」が69.1%
となっている。

| | 療養病床 | | 老人保健施設 | | 特別養護老人ホーム | |
|----------------------|-----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 死亡時期の予測: ある程度予測できていた | 73.1% | | 62.1% | | 71.8% | |
| 死亡が予想される場合の基本方針 | 療養病床の病棟内で看取る | 53.3% | 施設内で看取る | 5.9% | 施設内で看取る | 19.4% |
| | 速やかに自院の一般病床に移す | 26.9% | 速やかに病院等に移す | 83.4% | 速やかに病院等に移す | 54.9% |
| | 速やかに他の病院に移す | 5.2% | | | | |
| | 〈患者・家族が在宅死を希望した場合の対応〉 | | 〈施設内死亡の希望の受け入れ〉 | | 〈施設内死亡の希望の受け入れ〉 | |
| | 自院で支援する | 50.0% | 原則受け入れる | 33.8% | 原則受け入れる | 69.1% |
| | 同一・関連法人で支援する | 19.3% | 受け入れない | 46.5% | 受け入れない | 13.5% |
| 他の医療機関を紹介する | 19.3% | | | | | |

【資料】「療養病床における医療・介護に関する調査報告書」(医療経済研究機構 平成17年3月)